

企業と経営者の使命

最近、つくづく、面の皮の厚い人を多く見かけるようになったなあ
 と実感している人は少なくないでしょう。経営者や学校法人の理事
 長、これらと親しい政治屋等々…。

『企業の使命は顧客の創造である。』（P.F.ドラッカー著「マネジメント」より）顧客を創造するには、そもそも顧客は何処にいるのか？
 何を求めているのか？ 幾ら払ってくれるのか？ といったマーケティングや事業ドメインの意思決定をしなければなりません。これらは
 経営者の使命ではありません。組織の機能として仕組みを構築し、
 備えておけばいいことです。では、経営者の使命とは何でしょうか？
 それは、この組織で働く人をして、この企業の使命を成し遂げさせる
 ことで、この組織としての職場を永續させることに他なりません。そ
 の為に、組織としての仕組みとルールが必要になり、経営者にはこ
 れを守らせるという大きな責任と権限が与えられ、何よりも利益とい
 う成果が求められているのです。

東芝と経営破綻した旅行会社「てるみくらぶ」は、両社とも経営者
 がこの使命を果たさなかったことが今の事態を招いた原因です。東
 芝は、僅か一年半前に「不適切会計」が発覚し過去7年間の利益
 を修正した額が二千億円余りでした。この時、既にWH社の減損額
 を過少に計上していた責任を取って当時の社長が辞任していま
 す。つまり、WH社の件はこの時既に認識していたにも拘らず、今回
 更に7,000億円の減損が膨らんだことは、不適切会計は継続され
 ていたということです。東芝株は東証一部の監理ポストから二部へ
 と移動され、上場廃止の可能性が高くなり、最悪『紙屑』なってい
 ちうかもしれません。

一方「てるみくらぶ」も、決算書を複数捏造し14年度から
 粉飾しており、昨秋には債務超過状態になっておきながら、
 破産申請直前まで販売を続け代金を集めていました。ホテル
 や飛行機の手配がなされていない旅行者が、旅先での費
 用負担を強いられています。東京だけで就職内定が取り消
 された58名は、新年度が始まるこの時期に職を求めて街を
 歩き回るようになります。東芝は約6,200億円、「てるみくら
 ぶ」は約120億円の債務超過となり、金額も規模も別格では
 ありますが、問題の構造は全く一緒です。どちらの経営者も、
 これに積極的に関わっていたとみるのが自然で、投資家や
 旅行代金を支払った人、就職が内定していた人、更にそこで
 働く社員など関係者への責任はいったいどうやって果たすつ
 もりなのでしょう。

会社の利益は、組織を存続するための原資であり、経営
 者にとっては「成績表」です。これを不正に改ざんすること
 は、その組織の存続を危ぶませ、結果滅亡させることになり
 ます。経営者は、組織内にこうした「ウソ」が発生することを防
 止し、常にこれを検索、発見次第直ちに排除することが使命
 であり、その権限と責任が与えられています。従って経営者
 には常に真摯であることが求められます。
 『誰が言っていることが正しいのか』ではなくて、『何が正しい
 のか』という目が求められます。

東芝の件は財界ふくしま5月号に掲載されます。

お仕事カレンダー

4月10日(月)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(3月分)
4月17日(月)	給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
4月20日(木)	所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日(口座振替の場合)
4月25日(火)	個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日(口座振替の場合)
5月1日(月)	<p style="text-align: center;">2月決算法人の申告・納税、8月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税 年税額が48万円超400万円以下)</p> <p style="text-align: center;">5月・8月・11月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)</p>



29年度の雇用保険料率は引き下げられる見込みに

雇用保険の保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応じて見直しが行われることになっています。来年度の保険料率についても審議が重ねられ、平成29年度の雇用保険料率は、平成28年度よりも引き下げられる見込みとなりました。

平成29年度の雇用保険料率

平成29年度の雇用保険料率については、国会に改正法案が提出されており、この法案が成立し、弾力条項が発動された後に正式決定となります。改正法案と弾力条項の発動により、失業等給付の保険料率は労使双方がそれぞれ1/1,000ずつ引き下げられ、下表の料率になる予定です。

基本手当の所定給付日数の拡充

基本手当は、離職時の年齢、離職理由、加入していた雇用保険の被保険者期間（以下、「加入期間」という）により所定給付日数が異なります。今回、離職後の就職率が他の層と比べて低くなっている、加入期間が1年以上5年未満である特定受給資格者について、30歳以上35歳未満の場合は30日、35歳以上45歳未満の場合は60日の所定給付日数の拡充が行われる予定です。これに伴い、各々の日数は120日、150日となります。

育児休業給付金の延長

今国会には、育児休業について延長期間を最長2歳までとする法改正も提出されています。育児休業給付金についても

この改正と合わせて、被保険者の養育する子が1歳6ヶ月以降に保育所に入所できない等、一定の理由に該当した場合で育児休業を延長する際には、最長2歳まで育児休業給付金も延長して支給されるようになる予定です。

この他にも基本手当の水準の見直し、教育訓練給付の拡充といった改正内容が法案に盛り込まれています。国会の審議スケジュールは未定ですが、年度末ぎりぎりの時期での成立もあり得ますので、最新情報に注意しておきましょう。

本記事は、平成29年2月27日までの情報に基づいております。

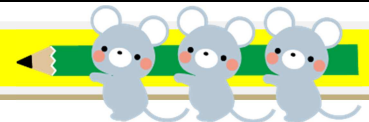
「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月31日に国会で成立しました。

- ・失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がります。
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3/1,000です。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担		失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	①労働者負担	②事業主負担			
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・清酒 製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

お 仕 事 備 忘 録



1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までに（平成29年は4月17日までに）その社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 国民年金保険料の引き上げ

平成29年4月より国民年金保険料が引き上げられ、月額16,490円となります。